2021年11月30日

ビジネスと人権リソースセンター　御中

株式会社みずほフィナンシャルグループ
戦略企画部

時下ますますご健勝のことと存じます。平素は格別のご厚情にあずかり心より御礼申し上げます。
「Equator Compliant Climate Destruction」で示された懸念事項に対する当行の見解について、以下の通りご回答申し上げます。

記

守秘義務の観点から、本レポートに含まれる個別案件への対応状況等についてはお答えできませんので、今回ご指摘の懸念事項に関係する当社の環境方針及び環境・社会に配慮した投融資の取り組み方針についてご説明します。

〈みずほ〉は、気候変動が環境・社会、人々の生活・企業活動にとっての脅威であり、金融市場の安定にも影響を及ぼしうる最も重要なグローバル課題の 1 つであるとの認識のもと、2020 年 4 月に「環境方針」を制定しています。2021 年 4 月には、同方針を改定し、2050 年の脱炭素社会（温室効果ガス排出ネットゼロ）への貢献、パリ協定の目的の支持、パリ協定の目標と整合するポートフォリオの転換について明確化しております。

また、〈みずほ〉は、ステークホルダーからの期待・目線を踏まえ、投融資を通じた環境・社会に対するネガティブなインパクトを回避・低減するため「環境・社会に配慮した投融資の取り組み方針」を制定しており、同方針に基づき、特定のセクターについては、認識すべきリスクを踏まえて、リスクの低減・回避に向けたお客さまの対応状況を確認した上で投融資等の取引判断を行っております。
同方針については、外部環境変化と運用結果を踏まえ、執行・監督で定期的にレビューし、方針の見直しと運営の高度化を実施しています。直近では気候変動・生物多様性・人権課題への対応強化の観点から 2021 年 3 月に改定を行っております。

なお、レポートの中で言及されている気候変動対応を強化したエクエーター原則第四版に関しては、2020 年 10 月 1 日以降にマンデートを取得した案件より適用開始となっています（みずほ銀行は 2020 年 7 月 1 日以降にマンデートを取得した案件よりエクエーター原則第四版を適用しております（前倒し適用））。本件レポートについては、エクエーター原則第四版の適用開始時期に関し、誤った内容を含んでいると認識をしております。

（ご参考）
〈みずほ〉の「環境方針」
https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/environment/policy/environmental_policy.html
〈みずほ〉の「環境・社会に配慮した投融資の取り組み方針」
https://www.mizuho-fg.co.jp/csr/business/investment/pdf/environment_20210601.pdf

以上